

会議録

| | |
|--|---|
| 会議の名称 | 西東京市特別職報酬等審議会（第2回） |
| 開催日時 | 平成21年8月11日（火曜日） 午前10時00分から11時50分まで |
| 開催場所 | 田無庁舎 4階委員会室 |
| 出席者 | 委員：浅川公紀、大屋 宏、高木保男、高崎三成、筑井久雄、富田恵子、西道 隆、蓮見一夫、原田 久、柳田由紀子（敬称略） 事務局：下田総務部長、手塚総務部参与兼職員課長、清水総務部主幹、森谷職員課長補佐兼人事給与係長 |
| 議題 | 特別職の報酬等について |
| 会議資料の名称 | 平成21年度西東京市特別職報酬等審議会資料 |
| 記録方法 | 全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録 |
| 会議内容 | |
| <p>浅川会長 平成21年度第2回西東京市特別職報酬等審議会を開催いたします。台風とか地震とか不順な天候の折、またお忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。本日の会議は、前回お話したとおり90分ということですので、11時30分終了でお願いいたします。それでは諮問の審議に入りますけれども、はじめに前回配布された会議録を確認し決定することが約束ですので、このことについて訂正等がございましたらご発言をお願いします。委員の皆さんの了承のもと会議録ということにしたいと思っております。</p> <p>柳田委員 感想でございます。前回、細かい議事録を作っていただくように私強く要求いたしまして、今回このような形でわりと正確に作っていただいて本当に感謝いたします。内容をおさらいする意味でもこのような形で作っていただけたことをお礼申し上げます。</p> <p>浅川会長 柳田委員の発言は、事務局の労をねぎらうということですね。あとはいかがでしょうか。こういうことは時間をかけてもどうかと思いますので。私個人の部分では、もう少し正確なことを言ったつもりですが、おそらくそういうことがあったと思います。実はふと読んで、会議というものは皆さん顔を見ながら話をするものですから、あ、うんの呼吸で話をしている。こういう意味だということは、全体の意味、前後関係からたぶんそしゃくしていただいたと思っております。このような会議録でご承認をいただくということにさせていただきます。</p> | |

事務局

ご承認ありがとうございます。会議録につきましては情報公開の手続きに入らせていただきます。

浅川会長

次に会議録の内容について、各委員のお名前が入っております。会議録は会議の経過を確認するものだということですが、他の審議会を見ますと、A委員、B委員、C委員と書いてあるもの、あるいは単に委員としての発言として載っている例もございますが、本審議会に関してはいかがいたしましょうか。どちらか決まっているわけではございません。

柳田委員

私はこのままでよろしいと思います。名前が書かれているほうが、見た時にそのあとの流れも良くつかめますので。それに公の立場であるのでいいと思います。

浅川会長

今のことについて、何かご意見はありますか。意義がないようでしたらこのようなスタイルとさせていただきます。前回もう一つテープのご発言がありました。私は個人的にはテープの扱いは会議録を作るための補助的なものとして活用するという理解をしていますが、これについてはっきりとした市のやり方。ある意味では事務的な処理の場面が出てくると思いますので、どういたしましょうか。審議会の録音テープの取扱い方について事務局で説明をしていただきたいと思います。

事務局

事務局といたしましては、前回柳田委員からご質問がございました点についてお答えいたします。録音テープにつきましては、正式な会議録を作成するまでの補助手段と考えてございます。従いまして、審議会承認された文書化されたものをもって、正式な会議録とするものでございます。テープの取扱いにつきましては、今申し上げたように補助的なものと考えておりますので、保存年限を定めて保存するということは考えてございません。しかしながら、残存するテープに関しては、もしお聞きになりたいという方がいらっしゃいましたら、本市の情報公開条例に基づきまして、お聞きいただくだけになりますが、私共のほうで場所をお示しいたしましてそちらでお聞きいただくという取扱いを考えております。

浅川会長

今の説明について、何か質問はございますか。

柳田委員

情報公開条例に基づいた形ということですね。わかりました。

浅川会長

では次に前回議員の報酬に関し、一部受け取らないことについての話が出ました。言ってみると報酬の供託ということになりますけれども、これについてはおそらく市で決まった1つの流れというものがあると思いますので、これについて確認していかねばなりませんから、事務方の方で報酬の供託の件でご説明いただきたいと思います。

事務局

机上の配布資料「議員報酬を月額全額支払とする法令根拠」によりご説明します。西東京市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第2条におきまして、報酬額は月額で規定しています。報酬の支給方法については、同条第8条におきまして、「議会議員の議員報酬及び期末手当の支給方法については、この条例に定めるものを除

き、一般職の例による。」と規定しています。一般職の給与につきましては、地方公務員法第25条第2項におきまして、「職員の給与は、法律又は条例により特に認められた場合を除き、通貨で、直接職員に、その全額を支払わなければならない。」と規定しています。従いまして、議員報酬につきましても、全額支払とするものです。

次に、「地方公共団体の長及び議会の議員の給与の辞退又は返上と公職選挙法第199条の2との関係について」です。裏面に移ります。根拠としましては、公職選挙法第199条の2第1項の規定で、公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者、公職にある者の寄附を禁じています。市議会議員はこれに該当するものとされており、昭和50年10月31日付自治省選挙課長通知により、議員が支給される報酬の一部を辞退し、又は返上することは、同条同項において禁止される寄附に該当すると解されており、以上のことから、条例で規定する報酬を可分して、分割して処理すること、すなわち報酬の一部のみ支給することはできないものです。

以上議員報酬を月額的全額支払とする法令根拠の説明です。

浅川会長

根拠の説明をしていただきました。このことについて質問はございますか。

柳田委員

条例の支給方法というところに、第8条に一般職の職員の例によるとあります。そして、一般職の職員の例ということで、地方公務員法第25条の第2項 通貨で、直接職員に、その全額を支払わなければならないとなっております。通貨で直接職員にとありますが、通貨で直接職員に支払われていないわけですね。振込みとかになっていると思いますけれども、西東京市一般職の職員の給与に関する条例施行規則が定められてありますけれども、これが示されていないので、その点不備があるかと思いました。その第2条に職員の給与は、法律又は条例、これらの委任に基づく政令又は規則を含む、によって特に認められた場合を除くほか、その職員に支払うべき金額を差し引いて支給してはならないとなっております。ですので、給与の差引、支給の禁止となっておりますけれども、全額支払わなければならないというのは、具体的に言えば差し引いて支給してはならないということであると思います。支給された一部を返却する方法と、予め放棄するという2つの手続きということがありまして、これに対して公職選挙法の寄附に該当するということなのですけれども、受け取らない場合は市の方としてはそれを供託する形になるのだと思ひまして、実際にそれを返還するという行為に及んだときに寄附ということになるのだと思ひます。ですから、分割をしてはいけないということではない。そのへんのこと公職選挙法との関係で言えば十分納得いく説明をいただけなかったかと思ひます。

浅川会長

今の意見あるいは供託の件について、他の委員の方は何かございますか。審議事項ではないのですけれども、皆様方に資料としてお配りしておりますので、ご質問等ございましたらいかがでしょうか。

柳田委員

付け加えて言いますと、給与、報酬は支払わなければならないというのが法律で定められているわけです。ですからこれはなるべく支払うという方向で考えるべきものだと思いますね。それを100%支払われないということは生活をするなということに等しい、生きるなということと同じことですよね。それは非常に人権問題にも関わることであります。ですから、分割で支払っているという他の市でも事例がたくさんありま

す。差し引いてはいけないということではありますけれども、分割してはいけないということではありませんで、全額払うというのは市の側としては供託、両方供託、合わせれば全額ということになりますから、それは分割することは可能というふうに思います。少ない額を支払ってはいけないというのがもともとの趣旨だと思います。

原田委員

今のご説明ですが、条例と施行規則の関係のご発言だったと思いますが、おそらく施行規則を定める際に、こうした事態が到来するということを用意して定めていないのではないかと思います。そういった意味では、今のところ現在の施行規則を前提に解釈をするというのはなかなか難しいのかもしれませんが、そういった意味では何と言ったらいいのでしょうか。その際には条例にもう1度立ち戻って解釈をするということになるのではないかと。条例があってそれに基づく施行のための規則ですから、両者の整合性を考えるのではなくて、条例が上位にあって、その下位にそれを施行するために規則があるのですから、もう1度条例に立ち戻って解釈をするというのが本則ではないかと思えます。他の自治体で分割のために施行規則に盛り込んでいるのか。それとも条例の解釈によってそういうことが可能か。これは結果的に同じなのですが、他団体でどのような対応をしているのかわからないというところがございます。ただ、もし可能であれば、事務局で他団体の条例上どうなっているのかお調べいただきたいと思いますが、その条例も法令に基づくわけですから、法令の全額支払ということに対しての例外をどこまで許容しているのかという解釈についてどういう立場になるかということは、他団体に関しては非常に気になるころではありますね。

浅川会長

原田委員の説明ですが、諮問等の内容と外れることがある。ただ、重要な問題であることには変わりないので、審議をするということではなくて、原田委員のご提案のことを事務局から他の市との関連で何かありましたらご提出いただくことにしましょう。ご意見として非常に重要なものだったと認識しております。

事務局

今のお話ですと、法律が上位にございますから、その規定を仮に地方公務員法を何かアレンジするのであれば、条例において他団体は措置がなされるであろう。その点について可能な範囲で確認するということですね。

原田委員

ただ、法令といつも条例の関係の議論になってしまうのですが、地方分権一括法の後もその基本的な判例のスタンスは変わっていないという前提で2000年の制度改革、地方分権改革が行われているわけです。ですから、地方分権の時代になったからといって、条例が法令に矛盾して構わないとは一般に言えないということになっているはずで、ですから地方公務員法で一見すると許容していないような制度を設けている場合でも、場合によっては最高裁までいくとその条例自体が無効だと言われてしまう可能性は大いにあるということになるのかなあという気がしております。

西道委員

ちょっとよろしいですか。詳しいことはわかりませんが、きちんと条例に書いてないと法務局に供託する時は、供託原因として受け入れてくれるかどうかということも視野に入れながら事務局の方で調査をしていただきたいというように思います。何でもかんでも供託できるのか、私もここでは確信をもって申し上げられませんが、そういう問題があると思いますので。たぶん柳田委員がおっしゃった他団体でやっているということ

であれば、何らかの法的根拠つまり条例も法令に入るわけですが、その中で決められているのではないかというように思います。以上でございます。

浅川会長

他の委員の方でご意見はございますか。ではお三方の委員からのご意見を踏まえ資料等をお出しただけならと思います。

次に今日の審議で前回柳田委員の方から10程の要望のあった資料について、事務局が用意されていますのでその説明と、その次に次回以降の会議の進め方について、委員の皆様方からご意見をいただければと思っております。では、まず柳田委員からの要望資料について、事務局から説明をお願いします。

事務局

資料 1 市長の役職名と報酬額一覧

資料1 平成20年度の市長の役職名と報酬額一覧です。上から順に、多摩六都科学館組合管理者、柳泉園組合副管理者、東京都市収益事業組合理事、東京たま広域資源循環組合理事、昭和病院組合理事の5つの一部事務組合におきましては、月額報酬があります。月額報酬を12倍したものが年間報酬総額です。東京市町村総合事務組合と東京都市長会については役職名はありませんが、役員として掲載しております。日額報酬としましては、緑の募金運営協議会があります。他の協議会等では、評議員、委員等をしておりますが無報酬です。報酬を合計しますと、年間で1,558,000円となります。

資料 2 議員の外部団体等における報酬額一覧

資料2 議員の外部団体等における報酬額を一覧表にしたものです。上半分は議長職に関わるものです。各議長会、協議会等は、無報酬となっています。東京市町村総合事務組合は月額報酬があります。

下半分は議員に関わる外部団体等における報酬額で、括弧の人数は西東京市の議員の割り当て人数です。各一部事務組合議会においては、月額報酬があります。以下各協議会等における報酬の内容となっています。

資料 3 改定前と改定後の特別職報酬等の支給総額比較

資料3 改定前と改定後の特別職報酬等の支給総額比較です。この表は3つに分かれております。上段は平成20年4月1日改定前の給料報酬内訳です。市長、副市長、常勤監査、教育長各1人と議員は議長を含め30人で計上しています。中段は改定後の給料・報酬の内訳となっています。下段は改正後マイナス改正前の差し引きをしまして、総合計で年収では31,963,800円の増額となります。

資料 4 改定前と改定後の特別職報酬等における役職加算分支給額比較

資料4 改定前と改定後の特別職報酬等における役職加算分支給額比較です。この表は、期末手当役職加算分における支給額の比較となっております。改定後の期末手当における役職加算分から改定前の期末手当における役職加算を差し引きますと、年間分の期末手当の総合計で1,653,300円の増額となります。

資料 5 期末手当と期末手当役職加算の法令根拠

資料5についてご説明します。市長・副市長・常勤の監査委員の期末手当につきましては、地方自治法204条第1項及び第2項で、市長・副市長・常勤の監査委員について、期末手当を支給することができることを規定しております。第3項で期末手当の支給方法は、条例で定めることを規定しております。

次に「西東京市長等の給与等に関する条例」第4条第2項におきまして、アンダーラインの部分で100分の20を乗じて得た額としています。

裏面の6ページでは、教育長についての根拠は、教育公務員特例法第16条第2項で、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件については、他の一般職に属する地方公務員とは別個に、当該地方公共団体の条例で定める。と規定しています。「西東京市教育委員会教育長の給与等に関する条例」第4条第2項のアンダーラインの部分で100分の20を乗じて得た額としています。

議員についての根拠は、地方自治法第203条第3項で地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。と規定しています。同条第4項で、議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。と規定しています。「西東京市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」第7条第2項のアンダーラインの部分で100分の20を乗じて得た額としています。

資料 6 類似団体の類型の推移

資料6 類似団体の類型の推移です。左側の表は、現在の類型で「4. - 3」です。右側の表は平成16年度までの類型で「4. - 5」です。条件で違うところは、人口が15万人以上と13万人以上23万人未満の人口要件です。

平成20年度の西東京市と同じ類似団体は、全国で29団体、東京都では9団体となっています。

資料 7 特別職報酬等(平成20年4月1日改定)に関する陳情一覧

資料7 特別職報酬等に関する陳情一覧です。平成19年12月議会から平成21年3月議会まで、20件の陳情が提出されています。

陳情の件名と受理年月日、議決年月日、付託委員会、議決結果を掲載しています。陳情については20件の内採択された陳情はありません。

資料 8 個人市民税の課税標準額段階別所得割額・納税義務者数の推移

資料8 個人市民税の課税標準額段階別所得割額・納税義務者の推移です。出典は市税白書です。給与所得者とその他の所得者に分けて、平成15年度から平成19年度までの、課税標準を所得割の税率ごとに200万円以下、200万円超え700万円以下、700万円超えの3段階で所得割額と納税義務者数の推移を表示しています。

資料 9 法人市民税の調定額・納税義務者数の推移

資料9 法人市民税の調定額・納税義務者数の推移です。これも出典は市税白書です。現年度と過年度に分けて、平成15年度から平成19年度までの、均等割額と法人税割額を合わせた調定額と納税義務者数の推移を表示しています。

資料 10 決算状況(平成17年度、平成18年度、平成19年度)

資料10 平成17年度から19年度までの決算状況です。決算状況は、毎年度6月頃実施する地方財政状況調査、これは決算統計と呼ばれるものですが、その集計結果に基づき、各都道府県・市町村ごとの普通会計歳入・歳出決算額、各種財政指標等の状況について、団体ごとに1枚のカードに取りまとめたものです。総務省により、例年10月頃公表されています。

資料 11 バランスシート(平成19年度版)

資料11 バランスシート平成19年度版です。市民の皆さんが利用する市の施設、財産などや、市が持っている現金・債権などが、19年度末でどのくらいあるかを一覧表で示したもので、「資産」「負債」「正味資産」の3つから構成されています。

以上簡単ですが説明を終わります。

浅川会長

説明が終わりました。配布資料について、不明な点等やわからない点等がございましたらお受けしたいと思います。

柳田委員

資料を請求した者といたしまして、確認させていただきたいと思います。資料1ですけれども、市長の報酬、理事会など管理者等の報酬の総額が出ておりますが、この報酬については引き上げ、引き下げはあったのでしょうか、ないのでしょうか。もしあるとしたら直近はいつで、どのような状態だったか教えてください。それから、理事会の開催日数と時間数がわかれば教えてください。それから資料2につきましてですけれども、これも同様に会議等の開催日数、時間数がわかれば教えてください。それから資料3につきましては、改定前と改定後で31,963,800円の差がある。これだけ負担増になったということだと思うのですけれども、2007年の報酬審議会ではこの差、引き上げ額が1,000万程度の増額になるという議事録になっておりまして、それが議会におきまして間違いであったということで訂正されたという過程があったようなのですけれども、そのことをどうしてそのようなことになったのかちょっと確認させていただきます。つまり2007年の増額が1,000万程度というのは間違いであったのですねということです。それから資料5につきまして。すみません、ちょっと戻りまして、資料3のところで、引き上げ前と引き上げ後の対比をしていただきましたけれども、ここにありませんけれども退職金というのやはり連動するわけですか。そのところを確認させていただきます。退職金はどの程度変わりますか、ということです。それで資料5ですけれども、給与については支給しなければならないということで、その後の手当については支給することができるとなっておりますけれども、ねばならないというのとできるというのは法律的に違うと思いますけれども、できるというのは絶対にやらなくてはいけないというわけではないのですね。そこのところを確認していただきたい。それから給与に関する条例のところで、期末手当のことですけれども、100分の20を乗じて得た額となっておりますけれども、100分の20という額の根拠を教えてください。それから支給額ですけれども、6月に100分の215、12月に100分の235、つまり年間ですと450、つまり4.5ヶ月分の支給になるということですが、支給額はどのようにして決まるのか教えてください。それから市長に関してはこのあいだ最高裁の判例について調べていただきたいということを申し上げたと思うのですけれども、この点について今回資料がありませんでしたので、どのようになっていますかということです。それから裏の議員、教育長も100分の20と出ておりますから、これも先ほどの市長と同様に定められておりますけれども、その根拠も同じなのかどうか確認をお願いしたいと思います。この100分の20というのは、管理職手当ということなののでしょうか。役職手当ということなののでしょうか。そのへんがちょっとわかりませんで、何も書いておりませんので、どういう根拠なのかということです。それから資料6、7は結構です。資料8のところで、個人市民税の課税標準額段階別所得割額・納税義務者数の推移ということで、前回予算特別委員会の資料がありますのでそれをお願いいたしますというふうに申し上げたのですけれども、これは19年度版の市税白書でありまして、もう少し細かい数字が予算特別委員会の資料として出されております。これを追加資料として出していただきたいと思います。10万円以下、10万円を超えて100万円以下、100万円を超えて200万円以下と各段階がわかれておりまして、それぞれの構成比が出されております。どうしてこのようなものが必要かと申しますと、やはり市民税を納める市民の生活実態がどのようなものであるかということがこの資料によってだいたいおおよそつかむことができると思います。そ

してできればこれを度数分布でグラフにさせていただけるとたいへんわかりやすくなりますので、できれば度数分布表を作っていただきたいと思います。それから資料9法人市民税の調定額・納税義務者数の推移ということで、この表だと非常にわかりにくいので、同じ市税白書の中にグラフ化されておりました、金額と納税義務者数の数を対比させたグラフがありますので、そちらの方を出していただきたい。度数分布はこちらはもしかして必要ないかと思いますが、そのグラフがあれば十分かと思いますが、一応度数分布も作れるようでしたら作っていただきたいということです。あと、前回原田委員が給与体系について資料がないというふうにおっしゃって、今回出されるのかと思っておりましてらございませんでしたので、その資料についても出していただきたいということです。

原田委員

それは前回絶対に間に合わないから先で構わないと申し上げました。

柳田委員

すみません。そうでしたか。わかりました。

それと、追加でお願いしたいことがあるのですけれども、前回ご説明の中に自治省の行政局長通知の中に審議する資料について説明がありましたけれども、その中にいただいている資料で必要だなと思いましたがございます。消費者物価上昇率というのがございまして、それがございませでした。これは国際比較もありまして日本がずっとデフレの状態できておりますので、デフレの状態というのは賃上げは行われぬのが普通で、インフレーションできておりますと賃金も上昇していくという形になるのだと思いますけれども、その消費者物価の上昇率と経年、だいたいバブル期前くらいから最近のものまで出していただければ、日本の状態がわかると思います。一番直近ですと月報で6月までの消費者物価指数について総務省の方で出しておりますのでこの資料もいただきたい。それから一般職員の給与改定の状況というのも出ておりましたけれども、それも今回の資料にございませでした。西東京市の一般職員の給与改定の状況がどのようなものであったか資料をいただきたい。それから、議員職員の活動状況と審議日数というのも書いてありましたけれどもこれがいただいておりますので、議会議員の活動状況がわかる資料と、それから審議日数、審議時間、そのようなものがわかりましたら資料として追加してご提供をお願いしたいと思います。

浅川会長

以上、資料の説明に対する反論なり新しい資料要求でした。今お聞きになって、他の委員はいかがですか。ご意見、ご質問等ありませんか。また、柳田委員の発言の中で、お答えができることがあったら頂戴したいと思います。

原田委員

私は事務局から何の説明も受けておりませんが、私のつたない知識で、まず20%の役職加算について何の根拠があるのか。実は会議が終わった後、柳田委員らからご質問がありましたので、私は個人的に調べてまいりました。それについてですが、根拠といえますかきっかけでございますが、1990年の人事院勧告、平成2年でございます。その時の人事院勧告の問題意識としては、簡単に申しますと、期末手当というのは、民間企業においてはわかりやすく言いますとえらい人の方がたくさん割増していただいている。そうではない普通の職員の方々はそうではない期末手当をもらっている。人事院勧告というのは、民間の給与の実態に合わせて公務員の給与を考える。これは国の公務員もそうですし、地方の公務員も結果的にそれに準拠するということになりませんが、そうして

民間のボーナスを受給する実態と公務員の部分が対応していないということでございます。それで、民間のボーナスをもらう割増分、民間の実態に合わせて公務員もボーナスをもらうべきではないか、これは給与の基本。人事院勧告というものが憲法第28条の労働基本権の代償措置として定められている。このしくみとして今のところいたしかたがないしくみであります。そういう形で割増しでボーナスをもらう必要があるのではないかとということでありました。その段階で、国家公務員も大きく分けて4段階、5%、10%、15%、20%という4段階の割増しを期末手当に関して受けることになりました。それは、一般職の公務員でございますから、それより上位にいる特別職の公務員については、それ以下のパーセンテージというふうにはならない。論理的にならないこととなります。一般職の最高が20%割増しですから、20%を超えるというのは問題なのかもしれませんが、少なくとも20%は特別職にも出していくということがその当時考えられたのではないかと思います。そうした意味では期末手当の役職加算が何なのかということを一言で申し上げると、要するにわかりやすく言えば、えらい人にたくさんのお金をあてるということが民間の実勢にかなっているということでございます。えらい人がたくさんお金をもらっていいなあと思われるかもしれませんが、日本の公務員の給与というのは、基本的には下に厚い公務員の給与制度を一貫してとってまいりました。それが戦後5、60年かけて、それをバランス良くもう少し上に分厚く仕事の内容に関してそれだけ仕事をしているのだから、それだけお金を出しましょうというしくみにしてきました。おそらく1990年、平成2年の人事院勧告に基づく役職加算というのはそうした流れの一貫であるということでございます。根拠として何かあるかと言われるのですが、ただ人事院勧告に基づいて、例えば現在の地方公務員、国家公務員の一般職の一番上にいらっしゃる方々は20%の役職加算をもらっているわけです。それ以上の方々を下げるというのは、そのまた全体の公務員の給与の体系を乱すということになります。もしそれであれば、一般職の公務員の給与について、役職加算が廃止されるなり減額されるなりの措置がなされるならば、公務員の給与の体系も乱れないということになるのですが、そうでない以上は20%という判断をする団体が出てきてもおかしくないということになります。

浅川会長

ありがとうございます。

柳田委員

そうしますと、一般職の場合は非常にわかりやすいと思うのですけれども、特別職で、市長、常勤の人たちはわかります。それと議員との関係ですけれども、そこはちょっと立場が違うと思うのですけれども、その辺の兼ね合いはどうですか。

原田委員

ですからそこも体系の問題になります。公務員の一般職の一番上の部長クラスの給与を1とした場合に、やはり議員はそれ以上払わないといけないだろうとした場合に、バランスがやはりその役職加算分で年間トータルの給与の関連で言うとバランスが全く崩れてくる。私が前も資料をくださいと申し上げた給与の体系の問題です。どういう格付けの人にどれだけお金を出すのかということ、やはりトータルに考えていく必要がある。月額もそうだし期末手当もそうである。ということだろうと思うのです。

柳田委員

ただ議員の場合には常勤ではなくて非常勤で、仕事の内容がどういうことですかということで実態をご報告いただける資料を請求したのです。けれども、その辺のことがど

うなるか非常に問題なのです。市民感覚といたしましたら、非常勤の人たちに何で期末手当を払う必要があるのかという素朴な疑問がございます。市長などは常勤の方ですので理解は可能ですけれども、その辺の根拠がどういうものかということですね。

浅川会長

原田委員の説明は、大学で行政学のやさしい講義をしていただいているようで、非常にありがたく思います。こういうことを含め、質疑応答の中で、それぞれの意見を聞く、あるいは私はこういうことを知っているということがあれば遠慮なく発言をいただくほうがありがたいと思います。皆さん方もより質問や説明内容がわかると思います。ご協力をお願いしたいと思います。

西道委員

ちょっとよろしいでしょうか。議員に対するボーナスということですが、広い意味での議員報酬ということなのですが、議員の場合は非常勤である。先ほど資料要求がありましたけれども、活動状況について今度資料が出されると思うのですけれども、単に非常勤であるというだけでボーナスはだめだということではなくして、時間をどのくらい要するのかという部分と、市政をどうしていくのか、そういう大事な役割を担っているということで、その仕事の質ですね。そういうことも考えなければならないのかなあとこのふうには思うのであります。ただ、これは皆さんと議論の中ですり合わせていくという問題かと思えますけれども、そういうことも視点においておいた方がよいのかなあというように思います。つまり仕事の量だけではなくて、質の問題も考慮しなければならないのかなあ今の議員さんというのは、昔の純然たる無報酬のボランティアではなくて、生活給ではないのしょうけれども、それに準じたものも視野に入れて最終的にはよりよい市政を議論してもらおう。そういう必要性という対価の意味合いもあるのかなあと考えております。以上でございます。

浅川会長

報酬というのがキーワードで、ご意見が出てきましたけれども、他にございますか。原田委員からは給与体系、バランスという話をいただきました。西道委員からは、量の問題ではなくて仕事の質の問題も考えるというお話もありました。それぞれお立場、お考えがあると思いますけれどもいかがでしょうか。ちょうど11時になりましたけれども、では、どうしましょう。事務方の説明に対して、また柳田委員からこういう資料も出してくださいということや質問もいただいております。また次回以降にご回答いただけるということかと思えますけれども。

事務局

資料、質問等につきましては整理させていただいて、次回に見解等も含めまして提出させていただきたいと思えます。柳田委員の方から前回期末手当の役職加算、職務段階別加算が最高裁で違法だったのではないかと、それについて資料の提出がないということですが、期末手当の職務段階別の加算の違法性について確認できませんでした。恐縮ですが判例を具体的にお持ちですか。

柳田委員

最高裁の昭和50年10月2日の判例なのですが、住民訴訟で市長の管理職手当が適法かということで出されたものだと思います。市長の管理職手当が違法ということではなくて、住民側が勝ち、そういうものはふさわしくないという結果が出ているのですね。ですからそれは昭和50年ですから、その後のバブル期の時に期末手当の役職加算というのは出てきたと思うのですけれども、市長は既に管理者としての十分なお給料をあげてい

と思うのです。それになおかつ管理職手当を出すのはいかがなものかということで判例が出ているのです。ですからそういう期末手当の加算というのはそれと同じようなことになると思います。適切ではないということで出ているので、はっきり違法ということではないのですけれども、適切ではないという判例があるので、やはりなるべくならそういうものは付けない方がよいのではないかということなのです。ですから、国分寺市の場合は、期末手当の役職加算というのは、市長他はないのですね。議員はゼロになっているのですけれども、その加算を同じ位の額にするためにということで、他の市はたいがい4.5ヶ月分なのですから、5ヶ月という形で計算してだいたいそれに近い形に合わせているようなのですけれども。ですからその辺はたぶん国分寺市は最高裁の判例を意識して市長他の特別職の期末手当の役職加算をしているのではないかというふうに思っているのです。ですからその辺のところをちょっと確認いただければと思います。

事務局

本当に恐縮ですけれども、私、今柳田委員がおっしゃってくださる前に申し上げたかったのは、昭和50年の最高裁判例かなということでございます。この案件は昭和46年の東京地裁からはじまりまして、昭和49年5月には東京高裁、昭和50年10月2日に最高裁の結審が出ているものでございます。この内容なのですが、期間としては、昭和39年9月から昭和43年9月までの間、23区のある区の区長が管理職手当をもらっていた。これは期末手当の加算がいけないということではなくて、管理職手当をもらっていた、端的に申し上げますと、条例に格別の定めがなかったのですね。地方自治法上は認められている手当の1つではございますが、条例に記載がない。控訴する中で区側はそれでは持ちこたえられなかったと。つまり管理職手当相当額を含めて特別職の区長は報酬額とするのが本則である。本市でもやっている手法でございます。最高裁は仮に管理職手当を支給する旨を条例に定めていれば実質的には異なることはなくなるだろうとしております。しかしながら、この場合はそういうこともございませんでしたので、支給の根拠がないという判例であると認識しております。

柳田委員

わかりました。

原田委員

給与は条例で定めないといけないという原則があるのですね。ですから手当も含めて当然ですけれどもそれに根拠がなく、出してはだめだ。たぶん判例の射程としては、つまりどこまで最高裁が意図していたのかということ、ちゃんと条例に書きなさいと。書いていないものは出してはだめですよということなのだろうと思います。ですから、先ほどの趣旨と私の発言内容をくっ付けて申しますと、期末手当の役職加算、期末手当自身はあるわけですから、条例上の根拠があると。そういった意味では本来の昭和50年の最高裁判決に射程の外にはあるかもしれない。それ自身をターゲットとした判例ではないわけですね。ですから、まずその判例は条例で書きなさいということだったのだろうと思います。

事務局

一義的にはそうだと思います。管理職手当はある種管理職ではない職員も含めて同一の給料体系の中で管理職の立場を補完する手当でございますので、その趣旨から考えれば、本則の報酬の本体にそれを加味した報酬額規定が本則だろうということが当時の判例からわかります。以上でございます。

柳田委員

その中心部分を私は確認をしたかったということなのですね。

浅川会長

議論している煮詰まってきたことがありますけれども、他にご発言がございますか。では柳田委員からの新しい資料の整理を事務方でしていただいて、ご提出いただきます。ということでもよろしゅうございますか。それにつけても、現在の報酬額の妥当性について検証することですけれども、なかなか様々な問題が展開されているという感じが実はしております。我々の審議会ですから、この範囲を逸脱しない範囲で、これからずっと続けていただきたいと思っておりますけれども、先ほどお話ししましたように、次回以降の会議の進め方についてちょっと考えをいただきたいと思っておりますけれども、3回会議以上は、繰り返しになります。諮問にあるとおり現行の報酬額の妥当性について検証していきたいと改めて考えております。それにあつて、新聞などに出ておりますけれども、人事院勧告が非公式に出ております。西東京市は東京都人事委員会の勧告が10月に出れば、これにのっとって何か諮問がされると思っておりますけれども、その結果を見て更なる検討ができると思っております。それまでの間、現行の報酬額の妥当性について検証していきたいと思っております。改めて、この検証について、資料等の要求がございましたら、是非おっしゃっていただきたいと思っております。それでは、例えば第3回会議以降の会議の進め方ですが、どういった考えをお持ちであるか、皆さんにお聞きしたいと思っております。今までの議論の中で、例えば税制とか財務とか少なくとも専門の方もいらっしゃるけれども、全体の中ではなかなかわからないことが西東京市の中であると思っておりますので、いずれ市の専門の部署の方においでいただいて話を聞くのも1つかなあと思っております。これは私の見解ですけれども、そういうことも含めて、これからの会議の進め方についてまだ遠慮がある方がいらっしゃるご発言のない方もおられますので、これからの会議の進め方についてご意見をいただければと思っておりますがいかがでしょうか。

西道委員

私自身は財務、財政関係について詳しくないものですから、不勉強なのかもしれませんが、皆さん共通の資料についての解釈とか見方とか共通の認識を持ってやっていく必要があるだろうと思うのです。それについてどう評価するのは次の問題だろうと思っておりますけれども、ついでに、専門的な所管の方においでいただいて、具体的に説明をいただくという方がよろしいのではないかと思うのです。それを踏まえた上でディスカッションしていくという、そういう形態はいかがでしょうか。

浅川会長

今西道委員からは専門の方に話を聞くということでした。次回の会議にできればよろしいでしょうね。いかがでしょうか。

筑井委員

前回もご説明いただいているのですけれども、条例の議員定数も今後の話の中で話題になってくるのかなと思うのですけれども、議会としてこの先どう考えているのか知りたい。

浅川会長

議会の定数。これは国会でもそうでしたが、決まるまで時間がかかる。難しいと思いますが、1つの方向性でもあったらということにしましょうか。いかがですか。次の進め方について。

高崎委員

私の場合、商工会関連で、市からの援助がなければ何も推進できないという部分がありますので、お願いごとばかり圧倒的に多いので、財政的にも全然無知なものですから、誰かに教えていただけるとありがたいと思います。あとは、議員の報酬としての審議であるならば、立候補して立つのですから、その中から30人が選ばれて、要するにある程度環境を作ってあげないと、その中におそらく若い人でいい人がいっぱいいると思うのです。そういう人たちがやはり堂々と市政に参加していけるようなそのような環境作りというものはあくまでもこれは給料が下がればいいのか、という部分と兼ね合いを少しは常識的な他市との関連ですが、もう少し同じレベルにして環境をしっかりと作ってあげて、議員がはたして20万人の都市で30人必要なのかという部分とかやはり論議の対象になってくるのではないかと思うのです。そして、初めて報酬というものが出てくるというような進め方でいったらいかがでしょうか。

高木委員

私自身としては、会議は8回ということで、私自身も市の細かい内容がわからないのですけれども、ここ1、2回でいろんな資料が、私が思っていた以上に話題として出てきて、いろんな条例とかも含めて、いろんな法令も含めて出てきたので、今のところ1回、2回あるいは3回位までは私が知らない基礎知識をいろいろ提示されているのは非常にありがたい。当然のことながら、諮問の内容というのも、それから基礎知識が増えてくれば、当然4回目から3回目からかわからないのですけれども、諮問の本則についていろいろ意見が出てくるのかな。ですから、1回、2回はいろんな基礎知識の資料を与えてもらって、私が思っている以上にいろんな資料が出てきたのでちょっとびっくりしているのですけれども、非常に参考になります。これからだと思っています。

大屋委員

私の方としましては、今回いただいた資料につきましては、土曜日に着いたのですね。土日おまけに送っていただいた資料は隣の家に届いておりまして、読んでわかりません。それとおまけに時間がないということでしたので。第1回目の分については、多少はわかってきているというような状態でございます。出していただく資料につきましては、数値順に、これ無理なのでしょうけれども、私が整理していきましてわかってきたことは、改定時期が並べてみましたら、ずっとアップしてきたものが下がっているのですね。そういうのはですね。結局第1回の資料の話ですけれども、1回目の資料の6、7にですね。特別職の報酬の改定時期が書いてあります。それでいくらかからいくらになったと。改定時期を取り出してみただけで、実はよその人に指摘されましてね。何見ているんだなんて言われ、そんなものわかるもんかと話したのですけれども。要するにこういうことですが、中身はどういうことかということ、平成13年1月21日に合併しました。その時には田無市が4名の方、それから保谷市の4名の方の金額がのっかって、西東京市の金額になっているのです。全部高い方をとって西東京市の市長以下の皆さんの報酬を決めているわけです。私はこれを合併による調整アップという解釈をしておりますけれども、そうしますと実はずっと平成5年頃から平成10年10月1日東久留米までずっと、まああきる野市が入っておりますが、ずっと変わらずにきているのですね。アップできているのです。そして西東京がとにかく合併による調整アップ、私の解釈ですが、いずれにしてもアップなのです。そして平成15年4月1日に稲城市がダウン。八王子ダウン、立川ダウン、東村山ダウン、福生ダウン、狛江ダウン、多摩が平成19年4月1日ダウン。そしてその後西東京がアップというようなことになってきていまして、これ一体、正に市民感情と言っているかと思えます。これ一体何事だと、こういうようなことを言

われまして。そんなこと言われてもわからんよと言ったのですけれども。それはこの諮問について、社会情勢とか何とか言葉がありますけれども、私は市民感情もちゃんと考えると全く言う気はありませんけれども。だけど現実の市民生活というのはどういうことになっているのか。そういう資料がないので私は本当はお願いしたいと思います。西東京市の市民生活はという意味です。それがちょっと気になり出したのが実は西東京市26市の概要のところ、八王子の上に西東京の面積が書いてありますね。八王子の10分の1でしたか。小さいのですね、西東京市の面積は。それで何だろうと思って実は人口密度を計算してみたのです。そしたら、武蔵野市がトップでほとんど変わらず西東京が2番目になっている。あれっ、と思って人口密度は西東京はこんなに多いのかと思って、市長もご挨拶の時に言うておりましたけれども、西東京市の状況についての話で、少し触れておられた記憶があります。そんなことで、だからその辺のところも面積が大きいとか広いとか人口がこうだといって、これは順序別ではないものですね。市名があってそれぞれの項目が並んでいるわけです。だからこの辺の資料もお願いしては大変かなと思いますけれども、なるべく我々が見てわかる、いや、私がみてもわからないかもしれないけれども、わかりやすい資料に心掛けていただきたい。ということをお願いしておきたい。もう一度言いますと、市民生活のデータ、私が知っているのは、自殺の話もありますね。随分ニュースをにぎわしている。3万人を超えた。そういう状況というのは、西東京市あたりでも増えているらしいのですね。実際西東京市の市民であるかはっきりしませんけれども。いずれにしましても、市民生活の状況。それはまさに貧困の問題とかもあるわけですから。その辺の資料もいただければ非常に重要なんじゃないかと。

富田委員

私は青年会議所から出向という形で出させていただいておりますけれども、青年会議所も皆、地元で商売をやっている立場で、皆さんの報酬等を見て大変潤っているようでとてもうらやましいなあというのが一市民としての客観的な感想です。それは別として、私この委員会に携わらせていただいて、とても神経のつかう委員会だなあと感じているのですけれども、報酬の妥当性を審議するという重大な責務があると思うのですけれども、妥当性を見極めるということで今までの過程とか前回の引き上げ前との比較とかいろいろ資料を見ていく中で、やはり市の人口が増えていくと当然財政規模も増えていって、類似団体と比較する対象の市町村も先ほど八王子とか大きな市町村と比較するような規模になってきて類似団体を比較する対象も変わってきて、それが財政とかも当然比較する対象が大きくなれば大きいところと比較して給与体系がどうかといったら今まで小さかったものが大ききなところと比較すれば、給料が上がってくるという検討になってくるのだろうと推測しています。それが、では市の財政とちゃんとかがみ合っているのかということをやったりここで審議することになると思いますので、その辺の相関関係的に本当にそれでいいのかということがわかるような議論をしたいということと、あと報酬が妥当かどうかというのをどういうふうに見極めていくのか、基準というのも私の中では今全くない状態ですので、この委員会の中で今後そういうものをある程度精査していければなあと思っているところです。

蓮見委員

私も皆さんと同じで、あまり専門的な知識がないものですから、1、2回は黙って聞いて勉強しようかと思っていた。いっぱい資料をいただきましたので、私も読ませていただいて、私もいくつか気になることがあります、実際値上げをした時期というの

は、議決したのが平成19年ということで、石油か何かが値上がりしているだいが物価の上がってくるような時代に値上げをしているのではないかと思ったのです。なおかつ合併をして段々明らかになってきて、人口のわりに財政状況は良好ではないということがわかってきた中で、議員さんたちが報酬を上げるということになったもので、逆にいえば市民感情をさかなでしたのかなというような気もしている。私も陳情を読ませていただいたのですが、いくつか言っていることはもっともだとなるのですけれども、西東京市というのは、平成になって初めて都内で合併した市町村、都市ですけれども、ちょうど合併をして新しいまちで歴史がないのですが、その時に私も消防団という組織なのですが、その時合併をしてどういう組織を作っていくのか、どこに基準を定めたらいいのかを考えた時に、やはり近隣、例えば北多摩あるいは三多摩地区ですね。そういう組織を基準として規模ですとかあるいは予算ですとかを基準にせざるを得なかったというのが正直なところなのです。まあ、新しいまちなので、基準にするべきまちがないものですから。やはりそういうところに資料を得て、その中でベースを置いて作ったのですけれども。実は合併当初、消防団は16個あったのです。ところがそれはこの規模に対して大きいだろうと、もともとそれぞれのまち同士でありましたけれども、それはいけないだろうということで、事務局との話し合いもありまして、12個分団に減らしたという経緯があります。というのは、やはり合併で陳情の中にも書いてありましたけれども、究極の行財政改革とされるとは、まさに減らすということが、そのまちに見合った分ですとやるというのが一般的なことかなという判断をしまして、そういう方向を取ったのですが、おそらく西東京市の今の議員報酬ですね。それも合併した時に基準がなく、高い方をとって、さらに落ち着いた時にそろそろということでもやったのでしょうけれども、正直に言いますと諸物価が高騰しそうな時に上げようということを出す議員さんの質にちょっと問題があるのかなというのが正直な話です。具体的に言うと、本来合併をするというのは、いいまちを作ろうということですから、そのまちのためにどうこうしようという中で、やはりそういう判断をされてはちょっと困るのかなというのが実は正直思ったのです。もっと早く合併当初は52人ですかね。法令的には52人の議員がいたのですが、初年度で40人でしたか。本来ならばもうちょっと自らが身を正して議員定数を減らせたのではないかとというのが私の意見だったのですけれども、やっと今度28人になるのかな、ということですが、先ほど筑井委員から言われましたように、私も一番の行政改革は予算規模から考えて人口は5番目ですけれども、予算規模はおそらく8番目だとかあるいは赤字だとか、収支決算でいうと下位に沈んでいく部分があるということを見ましたので、それに見合った議員というものがあるのではないかと実は思っているのです。そういうこともこの委員会は報酬の規定を示唆しなさいということですが、そういうような方向にもっていけないかな。そういうことで人件費の総額を減らす提案ができないものかなというのが正直なところなのです。

原田委員

議論としては大前提として大屋委員がおっしゃったように社会情勢について特別職の給与、報酬等を考える際に、社会情勢についてどう考えるのかということです。1つの考え方は社会情勢に合わせて対応させていくべきだとすれば、東京都内の26市は一貫してとんでもないことをやっているとも言える。例えば平成の1桁台の時から全然給与を改定していない。この間に我々の日本社会というのは、バブルを経験したり、あるいは失われた10年を経験したり、あるいはいざなぎ景気を超えるような景気を経験したりと景気の波がジグザグしていたのに、結果として対応していない。これは大いに問題であ

る、とも考えられる。例えば、それまで本来もらうべきお金をもらっていない、あるいはもらいすぎているとか、帳尻りがあっているのかもしれませんが。ですから、社会情勢との対応をどう考えるのか、というのが一番大きなポイントです。しかしながら、歴史的に見ると、総務省、現在の自治行政局に公務員部というのがあるのですが、その昔の通知によると、そんなふうに社会情勢に合わせて出す方がおかしいというような通知もございました。ですから、今の対応は、自治体の方々が納得する、先ほどの市民感情という言葉がございましたけれども、市民感情ベースで査定をしていくというのが望ましいとも言えるわけです。他方で、前回お示しをした内閣総理大臣の給与はどうやって決めるのかという報告書があるのですが、それには全く反対に、社会情勢に一定の対応をさせるべきである。例えば一般職の局長や事務次官の給与にある程度連動させた形で給与を決めていく、民間が儲ければ増やすし、民間が儲からなければ減らす。まあ、2つのタイプの考え方がある。どちらをチョイスするかであります。チョイスした段階で、あと考えるべきことは、前回から申し上げている市長にいくら払うのであれば副市長にいくら払うのかというバランスの問題です。体系の問題です。ですから、水準の問題を考える際には、民間と連動させるべきなのかどうか、連動させるべきなのかどうか水準の問題と体系の問題です。水準の問題を考える際には、何名かの委員の方々からお話がありましたように、こちらの財政規模をどう考えるのか。要するに外側が変わっても内側が貧乏であればどうしようもないという議論がある。ただ今日の会議のために私エクセルというパソコンソフトを使って調べてきたのです。26市の財政状況を特別職の報酬の間には相関性はありません。まあ、それはそうですよね。変えていないのですから。ですからそれをどう考えるべきなのか。財政当局の方を呼んでお話を聞く、それに対して財政がどうだからどうだという議論になるのかどうかということもやはり考えないといけないだろうと思います。私が実際に調べたのは、ラスパイレス指数と財政力指数と報酬額との相関性があるかということですが、相関性がないということです。0.2以下ですから、統計的には全く意味がありません。要するに簡単に言うとどうやって決めてきたのかというとチャンチャンバラバラでエイヤエイヤと決めてきたというのが26市の現状なんじゃないかというのが私の推測です。何かの指標と合わせて考えていないというふうなことは私はちょっと残念かなという気がしています。

柳田委員

私は進め方としては、やはり社会全体の状況がどうであるかということですね。そしてさっき消費者物価と言いましたけれども、インフレなのかデフレなのか、昨年度はアメリカの金融危機が日本にも波及しまして、原油価格が高騰しまして、消費者物価もすごく上がったわけです。それが今ガタッと落ちて、不況の状態がずっと続いているわけです。そういうやはり全体的な世界的、日本の中での経済の状況というものを十分考えて、考慮してそしてその中でこの西東京市の住民はどのような暮らしをしているのかということです。そこを十分、民が貧しくて政治家だけが潤っては本末転倒だというふうに考えます。それからある程度水準を保つということもあるのかと思いますけれども、そのある程度がどの程度かということも非常に問題かとは思っています。それなりに先ほど若い人を議員さんになっていただくには、それなりの報酬が必要だというご発言もありましたが、これは、行政職にしても議員職にしてもなにしろ税金で支払って言わば委託してお仕事をお願いしているのであって、そういう面から考えれば、やはり奉仕という市民に奉仕する考えが基本にあってほしい職務だと思うのです。その場合に、やはり市民の生活実態とあまりにもかげ離れたような給与体系であってはいけないので

はないかということで、そういう視点を備えながら、やはり市の民の暮らしを市の財政状況を将来的にどのような負担がかかってくるのか、全体的に合併して合併特例債も使い切って今度は借金を返済していかなければいけない状況にもなってしまうけれども、市の財政状況の中で、どの程度になっていくのか。現在の状態と将来も踏まえて妥当性を考えていかなければいけないのではないかと思います。ですから今の不況というのが、まだちょっと底をついたのかつかないのかということもありますけれども、もうちょっと好転するまでにはまだいかならないのではないかと思います。西東京市は大きい法人がないということでほとんどが個人の市民税なので、大きい製造業があるようなところではガタッと収入が落ちることがありますけれども、個人所得というのもだんだん賃金カットとか倒産したりとかそういうことがあって、これからまだその影響が来年あたりまで出てくるのではないかと思いますので、そういう収入面での財政状況ですね。も考えて、妥当性というものを考えていけたらと思います。

浅川会長

貴重なご意見でした。西東京市を愛するが故に様々な貴重な具体的な意見を出していただきました。今後こういった意見を踏まえまして、次回以降本則であります現行の報酬額の妥当性について検証していきたいと思っております。改めて財政状況、これは財政事情と申しますか、どちらが正しい言葉でしょうか。要するに市の財政についてのことを市の専門の方からお話いただくというのがやはり今回は必要かと思っておりますということは皆さんおわかりになられたかと思えます。

事務局

事務方としては、資料も提出させていただいておりますので、配布いたしました資料について説明がないというのなんでございますので、これから財政課の方にこの間の審議内容と当然資料も提示いたしまして、財政課の職員から報酬審議会で説明等の場を設けることにしたいと思います。

柳田委員

市の方からご専門でご説明いただくのは非常に重要だと思うのですが、あともしできれば、多摩全体の財政状況を比較検討していらっしゃる参考人として例えば大和田先生のような方をお呼びしてお聞きするっていうのも1つ手かなと思うのですが。保谷駅前公民館で地方財政の連続講座を学ぶ講座を担当して下さっている方がおられますので、そうしますと市だけの内容ではなくて、多摩全体を比較して状況も客観的にお話いただけるということもあるかなと。ご検討いただきたい。

浅川会長

今の発言は事務局で検討していただきましょう。それではお約束いただいたのは、財政課の方にお越しいただいて、次回の会議のメインということでお話をお聞きすることにいたします。そうすると、次回のことですが、9月17日午後4時ということにいたします。

今日はこれをもって終了とさせていただきます。どうもご苦労様でした。